

令和6年度報酬改定について

【障害者総合支援法・児童福祉法に基づく集団指導】

-札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部-

今日お話しすること

令和6年度報酬改定について

- (1) 報酬改定とは
- (2) 想定スケジュール
- (3) 改定内容の概要
- (4) その他

令和6年度報酬改定について

-報酬改定とは-

障害福祉サービスの事業者の報酬や指定基準を見直すことを報酬改定と呼びます。

基本的に報酬改定は3年に1度行われますが、必要に応じて臨時の報酬改定も行われます。

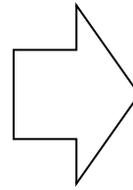
報酬改定により、基本報酬や加算について、新設や廃止が行われたり、その要件や単価の見直しが行われるため、事業所の運営にあたっては、報酬改定における変更点を把握し、対応を行う必要があります。

令和6年度報酬改定について

-想定スケジュール-

国

- 12月6日 報酬改定の基本的な方向性の決定
- 2月上旬 報酬改定(案)の決定
- 3月上旬 報酬告示(案)の決定
- 3月下旬 報酬告示の公布



それを受けて

札幌市

- 審査基準の改正
- 要綱要領の見直し
- 事務取扱いの検討・通知
- 受給者証の再発行

国からの通知が届き次第、札幌市における取り扱いを定め、3月下旬から4月にかけて、順次、お知らせします。

報酬改定に対応するため、システムの改修を行いますが、改修が終わるまでの間は、加算等について、ゴム印で受給者証に表示を行います。

加算対象者の認定などで、事業所のみなさまにご協力をお願いする場合があります。

令和6年度報酬改定について

-改正内容の概要-

■主な項目■

重度障害者の緊急受入れを評価(短期入所・通所系サービス)
 緊急短期入所受入加算の見直し(短期入所)
 集中的な訪問支援を評価(自立生活援助)
 入居中・退去後の一人暮らしに向けた支援を評価(共同生活援助)
 サービス提供時間に応じた報酬へ見直し(共同生活援助)
 地域と連携した会議体の設置等による第三者による評価等を定期的実施(共同生活援助)
 重度障害者の居宅介護等の個人単位利用の特例をR9.3までに延長(共同生活援助)
 居宅が始点・終点となる場合に、事業所から病院等への移動を支援対象とする(居宅介護・通院等介助等)
 熟練従業者による同行支援の見直し(重度訪問介護)
 行動関連項目の合計点が非常に高い児者の支援を評価
 強度行動障害児者への支援をマネジメントする中核的人材の配置や広域的支援人材による集中的支援を評価(行動援護)
 特定事業所加算の要件の見直し(同行援護・行動援護)
 常勤看護職員等配置加算を看護職員の配置人数に応じて評価(生活介護)
 福祉型強化短期入所での日中のみのサービス類型の設定(短期入所)
 福祉型短期入所で医ケアの受入、区分5.6の受入体制を評価(短期入所)
 入院時の重度訪問介護によるコミュニケーション支援を区分4.5に拡大(重度訪問介護)
 児童発達支援の医療型と福祉型の類型を一元化(児童発達支援)
 支援時間に応じた報酬区分の設定(児童発達支援・放課後等デイサービス)
 セルフプランと個別支援計画を自治体と事業所で共有して活用(児童発達支援・放課後等デイサービス)
 認定特定行為業務従事者の支援の評価見直し(児童発達支援・放課後等デイサービス)
 医療的ケア児・重症心身障害児の送迎について医療濃度等を踏まえた評価(児童発達支援・放課後等デイサービス)
 個別サポート加算(I)の基本報酬への算入(児童発達支援)
 個別サポート加算(I)の著しく重度の場合の評価を見直し(放課後等デイサービス)
 家庭連携加算・事業所内相談支援加算の評価の見直し(児童発達支援・放課後等デイサービス)
 延長支援加算の見直し(児童発達支援・放課後等デイサービス)
 スコア方式による評価項目の見直し(就労継続支援A型)
 平均工賃が高い区分で報酬を引き上げ、低い区分で引き下げ(就労継続支援B型)
 一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として利用可能(就労系サービス等)
 R7.10月から就労継続支援B型の利用申請前に原則として就労選択支援を利用(就労選択支援)
 処遇改善加算の一本化、書類の簡素化
 福祉介護職員の収入を2%程度(6,000円相当)引き上げ
 食事提供体制加算の評価
 補足給付の見直し など

改正内容は多岐にわたります

令和6年度報酬改定について

-改正内容の概要-

■訪問系サービス■

居宅が始点・終点となる場合に、事業所から病院等への移動を支援対象とする(居宅介護・通院等介助等)

熟練従業者による同行支援の見直し(重度訪問介護)

行動関連項目の合計点が非常に高い児者の支援を評価

強度行動障害児者への支援をマネジメントする中核的人材の配置や広域的支援人材による集中的支援を評価

(行動援護ほか)

特定事業所加算の要件の見直し(同行援護・行動援護)

入院時の重度訪問介護によるコミュニケーション支援を区分4.5に拡大(重度訪問介護)

令和6年度報酬改定について

-改正内容の概要-

■共同生活援助■

入居中・退去後の一人暮らしに向けた支援を評価(共同生活援助)

サービス提供時間に応じた報酬へ見直し(共同生活援助)

地域と連携した会議体の設置等による第三者による評価等を定期的を実施(共同生活援助)

重度障害者の居宅介護等の個人単位利用の特例をR9.3までに延長(共同生活援助)

令和6年度報酬改定について

-改正内容の概要-

■就労系サービス■

スコア方式による評価項目の見直し(就労継続支援A型)

平均工賃が高い区分で報酬を引き上げ、低い区分で引き下げ(就労継続支援B型)

一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として利用可能

R7.10月から就労継続支援B型の利用申請前に原則として就労選択支援を利用

令和6年度報酬改定について

-改正内容の概要-

■障害児通所支援■

児童発達支援の医療型と福祉型の類型を一元化

支援時間に応じた報酬区分の設定(児童発達支援・放課後等デイサービス)

セルフプランと個別支援計画を自治体と事業所で共有して活用(児童発達支援・放課後等デイサービス)

認定特定行為業務従事者の支援の評価見直し(児童発達支援・放課後等デイサービス)

医療的ケア児・重症心身障害児の送迎について医療濃度等を踏まえた評価(児童発達支援・放課後等デイサービス)

個別サポート加算(Ⅰ)の基本報酬への算入(児童発達支援)

個別サポート加算(Ⅰ)の著しく重度の場合の評価を見直し(放課後等デイサービス)

家庭連携加算・事業所内相談支援加算の評価の見直し(児童発達支援・放課後等デイサービス)

延長支援加算の見直し(児童発達支援・放課後等デイサービス)

令和6年度報酬改定について

-改正内容の概要-

■全般的事項■

処遇改善加算の一本化、書類の簡素化

福祉介護職員の収入を2%程度(6,000円相当)引き上げ

食事提供体制加算の評価

補足給付の見直し

報酬改定率は、全体で+1.12%

処遇改善加算の一本化等の効果を合わせれば、改定率+1.5%を上回る水準

令和6年度報酬改定について

-その他-



基本報酬や加算の要件を確認しないまま、誤って請求を行ったため、報酬の支払いができないケースやあとで返還を求めるケースが発生しています。

報酬告示と関連告示、留意事項通知が掲載されている「障害者総合支援法事業者ハンドブック」を事業所に用意して、基本報酬の区分や加算について、必要な要件が何かを確認し、正しく請求を行ってください。